白川郷荻町集落の自然環境を守る会 令和4年8月号







守る会ホームページ http://shirakawa-go.com/~ogimachi/

「舗装」の考え方のポイント!

ねそ7月号では、「土面露出」と「舗装」について、「原則土面露出を基本とするが、『守る会が認めた場合はこの限りではない』」という文言を景観基準に追加をし、「生活に支障が及んでいる」という理由が守る会で認められれば、舗装の工法(コンクリート刷毛引き、玉石、スーパーガンコマサ)や規模等について本人にご理解を頂いた上で、許可をするように改めたことを、ご確認いただけたと思います。では、具体的にどのような場合に生活上支障があると認められ、舗装の許可が得られているのか、最近の事例を見ていきましょう。

[ケース①]

申請内容:自宅増築に伴うコンクリート舗装

申請理由:自宅屋根雪の除雪を重機で行う際に支障が生じるため

協議結果:三役と教育委員会で現地確認。舗装の規模は、除雪重機が入る範囲に留めてくださる

ことでご協力を頂いた。





[ケース②]

申請内容:自宅前のコンクリート舗装

申請理由:除雪機を使用したいため(現状では除雪機を使用すると周辺の畑に石を飛ばしてしま

い迷惑をかけている)

協議結果:三役と教育委員会で現地確認。申請理由に加え、空石積みの補強も希望されているこ

とを確認。舗装範囲が狭いことから、申請の通り可とした。





[ケース③]

申請内容:既存花壇取壊し及びコンクリート舗装

申請理由:家族が増えて車2台を駐車するスペースがほしいため

協議結果:三役と教育委員会で現地確認。旧住居人が使用していた花壇を取り壊し、その範囲に

限り既存の舗装工法で舗装することで、ご協力を頂いた。





今回紹介させていただいた最近の事例では、いずれも守る会三役と教育委員会で現地を確認、申請者のご事情を聞かせていただき、舗装が必要なのか、舗装範囲が妥当であるのかを、申請者と共に検討しました。今後、時代が進むにつれて、舗装に関する考え方もまた変わることがあるかもしれません。しかし、ここに暮らす住人自らが物事を考えて決めるということは、大変である一方で、誇りをもって暮らし続けられるということでもあるように思います。

守る会では「原則土面露出を基本」としていますので、現状変更申請を出される前に、今一度、舗装の必要性や舗装規模について熟考いただき、保全と暮らしとの良いバランスを保っていけたらいいのではないかと思います。引き続きご理解ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

守る会活動スローガン ~守る・暮らす・つなぐ~

①守る:住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全 ②暮らす:結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上

③つなぐ:故郷から学び、他地域の交流から学び、未来の継承者を育成

7月の活動報告 ※ 9月の定例会は 9日(金)を予定(公民館または zoom にて)

2日 オオハンゴンソウ除去作業(一般環境部)

5日 荻町交通対策委員会(会長)

8日 7月定例会

9日 ねそ7月号発行(総務部)

14 日 伝建審議会(会長·副会長)

25 日 現地確認 (三役·教育委員会)

随時 旧寺口家草刈り(福田)

8月の協議事項(現状変更申請に関わって) 8月8日開催

****・・・花壇取壊し及びコンクリート舗装

*****...2 階窓木製手摺設置

****・・・舗装のやり替え ****・・・街灯設置工事

●お知らせ・・11 月 12 日(土)に、われらが紡ぐ白川郷かややねプロジェクト〜秋の一斉茅刈り〜を開催予定です。

●ねぞ編集後記···今年から、区の水路当番に参加させていただいています。まだ見習いとして、お隣さんに同行させていただいている状態ですが、次回はひとりで行ってみようと思っています。色々と免除していただいていることもありますが、少しずつできることを増やしていっているところです。村に移住して 8 年目になりました



が、もっと村の暮らしを知りたい!関わりたい!という持ち前の?好奇心を大切に、旧寺口家の日々の管理にも努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。**[福田]**